

歳末地域福祉支援事業 募集要項

共同募金（歳末たすけあい募金）を財源として、歳末の時期に障害者団体等が行う事業に対し助成金を交付することにより、対象となる団体の諸活動を強化するとともに、地域福祉に寄与することを目的としています。

- ＜対 象＞障害者団体、在宅介護者団体、児童福祉団体、ひとり親家庭・寡婦福祉団体、福祉施設等でボランティア活動をしている団体（狭山市ボランティアセンター登録グループを除く）
- ＜補助金額＞上限30,000円
- ＜対象期間＞10月～翌年2月までに実施する事業
- ＜募集期間＞令和元年7月10日（水）～8月30日（金）
- ＜応募方法＞所定の申請用紙に必要事項を記入し、関係書類をクリップにとめて社協狭山市駅東口事務所まで
- ＜選考方法＞提出された申請書類の内容により、助成金交付審査委員会にて審査します。
※審査会への出席（ヒアリングや質疑応答のため）をお願いする場合があります。
- ＜審 査 会＞9月25日（水）予定
※ヒアリング等のため、審査会への出席をお願いする場合があります。
- ＜問い合わせ＞ 狹山市社会福祉協議会狭山市駅東口事務所
〒350-1306 狹山市富士見1-1-11
TEL 2956-7665
<http://www.sayama-shakyou.or.jp>
E-mail higashiguchi@sayama-shakyou.or.jp

狹山市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図るため、当事者団体等に助成金を交付しています。

1. 対象経費

支出項目	該当するもの
消耗品費	事務に要する用紙や文房具等
謝礼金	講師料、講師交通費
通信運搬費	連絡調整のための切手、はがき等にかかる代金
印刷製本費	活動時の写真代、資料のコピー、印刷代
損害保険料	ボランティア行事保険または開催事業にかかる保険代等（但し、ボランティア保険等の個人の保険は除きます）
賃借料	利用会場の使用費、バスの借り上げ料

2. 対象外経費

- ・飲食代（会議等における茶菓子、及び来賓等への昼食代は除く）
- ・交際費、慶弔費、懇親会費等、その他社会一般通念上、募金をしていただいたみなさんに理解を得られないもの

3. 支出する際の注意事項について

- ・領収書は必ず受け取ってください。（レシート可）
- ・謝礼金など領収書がなじまないものは、受取証（書式自由）をもらってください。
- ・報告書には必ず領収書および受取証を添付してください。

4. 申請について

交付要綱をご覧ください。詳しくは社協だよりや社協ホームページをご参照ください。

＜提出する書類＞

- ・助成金（歳末地域福祉支援事業）交付申請書（様式第1号）
- ・歳末地域福祉支援事業計画書（様式第2号）
- ・予算書（様式第3号）
- ・その他、必要な書類

5. 助成の決定、通知

助成先、金額は、提出された申請書類、ヒアリング等によって、助成金交付審査委員会にて審査いたします。採否の結果については、10月中旬までに申請団体すべての代表者あてに郵送にて通知します。

狭山市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図るため、当事者団体等に助成金を交付しています。

6. その他

- ・ 単なる旅行や食事だけを目的とするような事業は対象としません。
- ・ 参加者には、無理のない範囲で参加費等の負担を求めてください。
- ・ この助成金が関係する事業に関しては、会員や仲間内のみを対象とするのではなく、地域や他人とのつながりづくりが見込める内容にしてください
- ・ 申請書類に関して、内容の確認等を求めることがあります。代表者と連絡係が異なる場合は、その旨の記載をお願いします。
- ・ 共同募金（歳末たすけあい募金）の配分金を活用した社会福祉協議会からの助成金であることを資料などに記載するなどして、参加者の方々へ周知をお願いします。
- ・ 助成金決定後、申請内容等について変更が生じた場合は、速やかに社会福祉協議会までご連絡ください。
- ・ 助成事業終了後は、所定の報告書を提出してください。
- ・ 場合によっては、助成金を返還していただく場合もあります。

7. 審査会について

- ・ 日 程 令和元年9月25日（水）予定
- ・ 場 所 狹山市社会福祉会館 3階 大会議室
- ・ 内 容 申請書の確認（団体の概要、助成金の使い道、助成金の必要性等）。
必要に応じて、ヒアリングや質疑応答のために審査会へ出席していただく場合もあります。

8. 連絡・お問い合わせ先



この事業は、歳末たすけあい募金の配分金が使われています